

八尾市環境影響評価技術指針

平成 30 年 10 月

目 次

第1章 総論	1
第1節 基本的事項	1
1 技術指針について	1
第2節 環境影響評価等の実施手順	1
1 事業計画の策定	2
2 地域概況の把握	2
3 環境影響要因の抽出	2
4 評価項目の選定	3
5 環境影響評価の実施地域	5
6 現況調査	5
7 環境保全目標	5
8 予測	5
9 評価	5
10 環境保全対策	6
11 事後調査	6
第2章 環境影響評価方法書等の作成	8
第1節 方法書の作成	8
第2節 準備書の作成	9
第3節 評価書の作成	10
第4節 事後調査計画書の作成	11
第5節 事後調査報告書の作成	11
第3章 調査、予測、評価及び事後調査の方法	12
第1節 大気質	12
第2節 水質・底質	16
第3節 地下水	21
第4節 土壌汚染	24
第5節 騒音	27
第6節 振動	31
第7節 低周波音	35
第8節 悪臭	37
第9節 地盤沈下	40
第10節 廃棄物・発生土	43
第11節 日照阻害	46
第12節 電波障害	48
第13節 交通	50
第14節 気象	52

第 15 節 地象 55

第 16 節 水象 59

第 17 節 生態系 62

第 18 節 人と自然との触れ合い活動の場 67

第 19 節 文化財 70

第 20 節 景観 72

第 21 節 地球環境 75

第1章 総論

第1節 基本的事項

1 技術指針について

八尾市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、八尾市環境影響評価条例（平成30年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が科学的知見に基づき適正に実施され、事業等の実施において環境の保全に適正な配慮がなされるよう、環境影響評価等に係る技術的な事項を定めるものである。

事業者は、技術指針に基づき、環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法などを選定して条例第13条に基づく環境影響評価を実施するとともに、条例第7条の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、条例第14条の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び条例第23条の環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成するものとする。

また、条例第28条の事後調査は、技術指針に基づき調査の項目、手法、調査場所等を選定し、適正に実施するとともに、事後調査計画書や事後調査報告書を作成するものとする。

なお、技術指針は、最新の科学的知見に基づき、適宜、必要な改定を行うものとする。

第2節 環境影響評価等の実施手順

環境影響評価の実施にあたっては、まず、予測、評価の前提となる事業の種類、規模、土地又は施設の利用計画、工事計画等の事業計画を明らかにする必要がある。次に、事業実施に伴う環境影響の程度は、地域の生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境の状況並びに社会的状況によって異なることから、地域の概況を既往の資料等により把握した上で、環境に影響を及ぼすおそれのある行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出し、技術指針で設定する環境項目から調査、予測及び評価する項目（以下「評価項目」という。）を選定するものとする。また、環境影響評価を実施する地域は、事業の種類、規模、地域の特性等を勘案して環境質の変化が予測される地域とする。

技術指針に従って、各評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。

事業の実施時又は実施後には、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するため、事業の種類、規模、環境影響の程度及び地域の環境の状況並びに予測の精度及び環境保全対策の実効性等を勘案して、事後調査の実施が必要と判断される項目を予測した項目から選定し、事後調査を実施する。事後調査の結果、予測し得なかった影響が明らかになった場合には、必要に応じて新たな環境保全対策の実施を検討するものとする。

以上の各実施手順における基本となる事項を次に示す。

1 事業計画の策定

対象事業の計画の策定にあたっては、環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施区域、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見や八尾市環境総合計画及びその他の環境保全に関する諸計画とも整合した環境保全上適切な事業計画とするものとする。

なお、環境影響評価の対象は、対象事業に係る事業活動その他の人の活動だけでなく、目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ一体不可分のものとして計画される事業に係る活動も含めることが必要である。

以上の検討を踏まえ、事業計画について表1に掲げる事項に関し、策定の経緯も含めできる限り具体的にとりまとめる。

表1

①	対象事業の目的、内容
②	対象事業の計画策定の経緯（環境配慮の内容等を含む。）
③	対象事業において造成・設置する土地・施設の規模、構造等の計画、汚染物質等の排出負荷、緑化計画及び環境保全対策の実施の方針
④	対象事業により発生集中する人及び物の流れ
⑤	対象事業に係る工事計画
⑥	その他必要な事項

2 地域概況の把握

対象事業が影響を及ぼすと予測される地域の概況を把握するため、既往の資料、文献の収集等により、社会的状況、生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境の状況に係る表2に示す各調査項目について、把握した結果（予測との関係で、必要に応じて過去の状況の推移、将来の状況を併せて把握するものとする。）をとりまとめる。

表2

社会的状況	人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法律・条例等による指定・規制等、その他
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、その他
自然環境	気象、地象、水象、生態系、その他
歴史的・文化的環境	文化財、その他

3 環境影響要因の抽出

対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、当該対象事業に係る工事の実施から当該工事が完了した後の土地又は施設の存在（以下「施設等の存在」という。）及び施設の供用に伴い行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「施設の供用」という。）に至るまでに含まれる一連の諸行為の中から、対象事業の種類、規模及び内容を考慮して、汚染物質等の排出、既存の環境を損ない又は変化させる行為等を環境影響要因として抽出する。抽出した環境影響要因は、施設等の存在、施設の供用及び工事の実施に区分して整理するものとする。

4 評価項目の選定

3の項で抽出した環境影響要因を基に、表3に掲げる環境項目の中から評価項目を選定し、表4に従って整理する。

表3

生活環境	大気質、水質・底質、地下水、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、廃棄物・発生土
都市環境	日照障害、電波障害、交通、景観
自然環境	気象、地象、水象、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、景観
歴史的・文化的環境	文化財、景観
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊

表4 環境影響要因と評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容			選定する理由 選定しない理由
	小項目	工事の実施	施設の供用	施設等の存在	
大気質	環境基準設定項目				
	その他				
水質・底質	生活環境項目				
	健康項目				
	特殊項目				
	その他				
地下水	環境基準設定項目				
	その他				
土壌汚染	環境基準設定項目				
	その他				
騒音	騒音				
振動	振動				
低周波音	低周波音				
悪臭	悪臭				
地盤沈下	地盤沈下				
	液状化				
廃棄物・発生土	一般廃棄物				
	産業廃棄物				
日照阻害	日照阻害				
電波障害	テレビ電波障害				
交通	交通				
	交通安全				
気象	風向・風速				
	気温等				
	降水量				
地象	地形、地質、傾斜地				
水象	水象				
生態系	陸域生態系（動物）				
	陸域生態系（植物）				
	水域生態系（動植物）				
	生態系の構造と機能				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場				
文化財	有形文化財等				
	埋蔵文化財				
景観	自然景観				
	歴史的・文化的背景				
	都市景観				
地球環境	地球温暖化				
	オゾン層破壊				

備考：大気質、悪臭、水質・底質、地下水及び土壌汚染の小項目の欄には物質等名を記載する。

環境影響要因の内容欄には、具体的な要因の内容を記載する。

5 環境影響評価の実施地域

環境影響評価を実施する地域は、対象事業を実施する地域並びに対象事業の種類、規模及び地域の特性を考慮して環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

方法書の作成段階では、定量的な予測ができていないため、環境影響評価の実施地域が狭い範囲とならないよう留意する。なお、高煙突の設置を伴う事業等、大気質等への広域的な影響が考えられる対象事業については、あらかじめ既存資料を基に概略の影響予測計算を行うことにより、変化が及ぶ範囲、最も変化の程度が大きい地点等を把握した上で、環境影響評価の実施地域を選定することが望ましい。

6 現況調査

環境の現況の把握のために行う現況調査は、4の項で選定した評価項目（方法書に対する事前意見書及び市長の方法意見書に基づいて見直した結果、新たに評価項目として追加した環境項目を含む。以下同じ。）について、第3章に基づき実施する。なお、既存資料を活用する場合は、できるだけ最新の資料を用いることとし、その出典を明らかにするものとする。

7 環境保全目標

環境保全目標は、条例第6条第1項第3号の規定により良好な環境を維持していくために必要な水準として定める。

環境保全目標の設定にあたっては、前項の現況調査の結果を踏まえ、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づくダイオキシン類に係る環境基準、関係法令や各種の勧告に基づく基準・指針、環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画等を基に適切に設定するものとする。

8 予測

予測は、数理解析、数値シミュレーション等を利用して可能な限り定量的に行うことを基本とするが、定量的な予測が困難な場合は、対象事業の種類、規模及び内容並びに現況調査の結果等から定性的に予測するものとする。

予測方法は、対象事業の事業計画を前提に影響を過少に予測することのないよう適切な予測条件を設定し、各評価項目について第3章に従って実施する。また、予測に使用した諸条件は、その設定根拠を明らかにしておくこと。

予測の対象時期は、予測項目ごとに工事の実施、施設の供用及び施設等の存在を考慮して適切な時期とする。

9 評価

評価は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、総合的、かつ、客観的に判断するために行うものである。

予測を行った項目について、環境保全対策を考慮した予測結果と環境保全目標とを比較し、市民等の環境保全上の意見、環境保全のための知見を総合的に判断して、評

価するものとする。

予測することが困難な項目を評価する場合は、既知の知見等により可能な限り評価を行うものとする。

評価を行うに際しては、予測の前提とした条件、環境保全対策を考慮して行うが、影響を過小に評価することのないように注意する必要がある。また、評価の前提とした条件等を明確にしておくものとする。

10 環境保全対策

影響の予測及び評価の結果、新たな環境保全対策の検討が必要な場合には、その環境保全上の効果を加えて再度、予測及び評価し、所要の環境保全対策を準備書に記載する。

なお、環境保全対策の検討に当たっては、代替する環境保全対策等の案を検討するなど適切なものとなるよう努めるものとする。

11 事後調査

事後調査は、事業者が対象事業の実施により及ぼす影響及び予測・評価の妥当性を把握することを目的に行うものである。

事後調査の項目は、対象事業の種類、規模及び影響の程度、地域環境の状況並びに予測の精度、環境保全対策の実効性等を勘案し、予測した項目の中から事後調査の実施が必要と判断される項目を選定するものとする。

事後調査の地域は、予測地域の中から選定することとし、事後調査の地点は、予測を行った地点から選定することを原則とする。

事後調査の方法は、現況調査を行った方法を原則とするが、調査が困難な場合は、他の適切な方法を用いることができるものとする。

事後調査の時期は、原則として、施設等の存在、施設の供用及び工事の実施の各段階で、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる適切な時期を原則とする。また、調査期間は、対象事業の規模、種類及び影響の程度を勘案し、適切な期間を設定するものとする。

以上の事項等を、「第2章第4節 事後調査計画書の作成」に従ってとりまとめ、工事に着手するまでに提出する。なお、対象事業の実施スケジュール等から、工事着手時に施設等の存在及び施設の供用の段階における事後調査の具体的な事項を確定することが困難な場合は、工事の完了前に再度、施設等の存在及び施設の供用に係る事後調査計画書を提出することができる。

また、事後調査の結果については、「第2章第5節 事後調査報告書の作成」に従ってとりまとめた上で提出する。

なお、環境影響評価を実施した事業者が施設の供用後に事業者としての当事者能力を失うこと等がある場合には、事業者に代わって事後調査を行う者を選定し、その旨を申し出るものとする。

以上の環境影響評価等の実施手順及び関係する図書の作成を図に示すと次のとおりである。

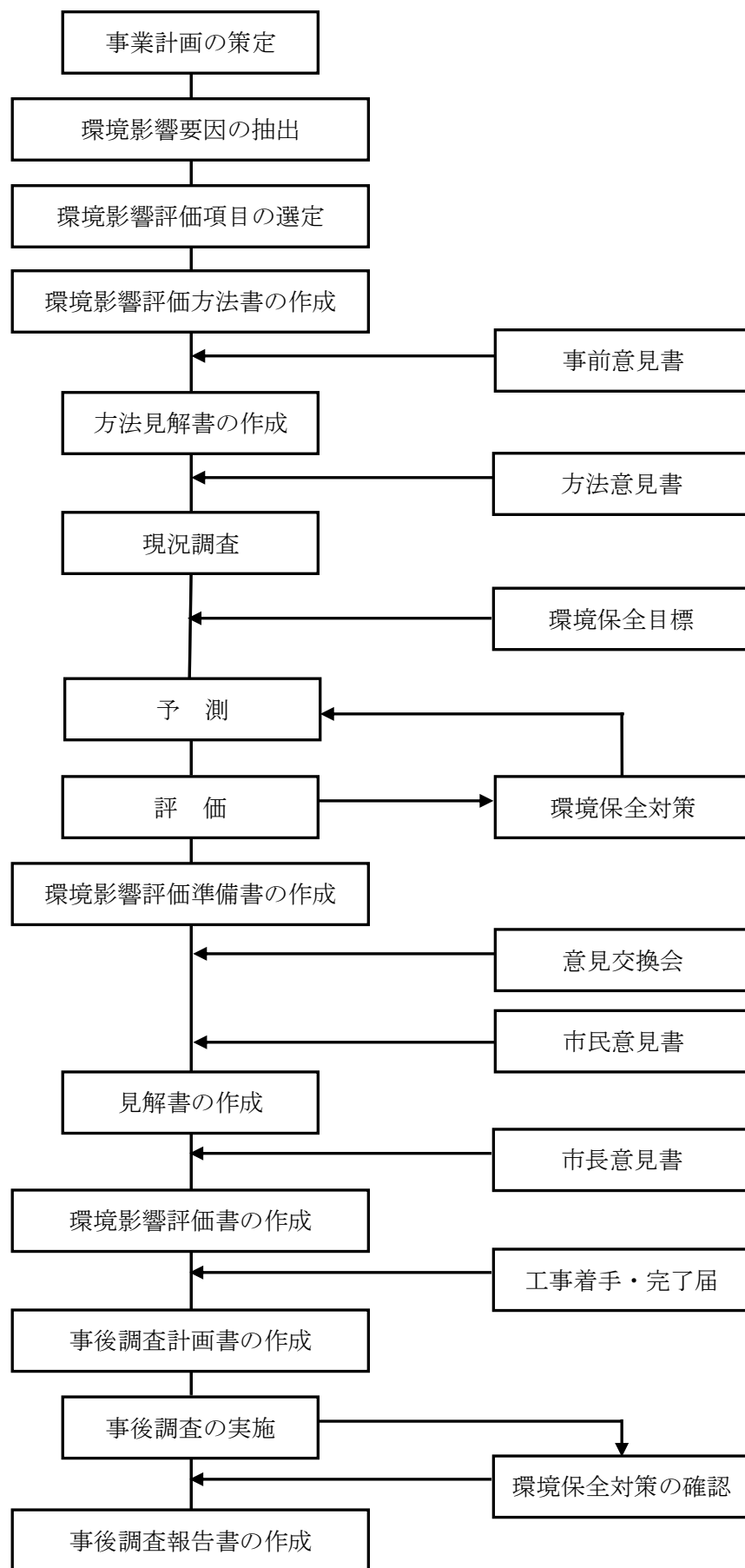


図 環境影響評価等の実施手順

第2章 環境影響評価方法書等の作成

第1節 方法書の作成

方法書は、事業計画及び環境影響要因を基にして検討した評価項目、予測・評価の方法及びこれに必要な現況調査の方法を記載したもので、事前に縦覧し、市民及び市長の環境保全上の意見を聴くことにより、準備書の作成等に必要な情報を可能な限り集約できるようにするためのものである。

方法書の記載内容は以下のとおりとする。

- 1 事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- 3 対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 対象事業の目的
- 5 対象事業の内容

事業計画における環境保全上考慮した事項を含め、土地利用、施設、設備及び工事計画等について地図、図面を添付して記載するものとする。

6 環境影響要因及び評価項目

(1) 環境影響要因

環境影響要因の把握内容を工事の実施、施設の供用及び施設等の存在に分けてとりまとめ記載するものとする。

(2) 評価項目の抽出

評価項目の抽出結果を表4に準じて記載するものとする。

なお、表4の大気質、水質・底質、地下水、土壌汚染、悪臭の小項目の欄には、取り扱うことが予想される化学物質名等を記載するものとする。

また、選定する理由及び選定しない理由について、表4の当該欄に記載できない場合は、別に記載するものとする。

7 環境影響評価の現況調査、予測及び評価の手法

現況調査、予測及び評価の項目並びに方法は、市長の方法意見書を勘案するとともに市長が事業者へ送付した事前意見書に配意し、方法書に検討を加えた上で実施するものとする。

(1) 現況調査

既存資料から得られた地域の概況の把握内容、環境影響要因及び評価項目の抽出結果を基に、現況調査を行う項目、地域、時期、方法等について、第3章に掲げる各環境項目の現況調査の方法等に従って検討し、とりまとめ記載するものとする。

なお、調査地域については、調査地点、範囲等を示す図面を添付する。

(2) 予測

予測項目、予測地域、予測時点、予測方法等について、第3章に掲げる各環境項目の予測の方法に従って検討し、とりまとめ記載するものとする。

なお、濃度の計算を行う場合は、年平均、日平均、時間値等の別を予測項目の欄に明記するものとする。

(3) 評価

第3章に掲げる各環境項目の評価を基に、当該事業に係る評価の指針を整理する

ものとする。

8 環境影響評価の地域の範囲

環境影響評価の地域の範囲は、地図、図面を用いて記載するものとする。

なお、環境影響評価の地域の範囲を設定した根拠、理由等を記載するものとする。

9 許認可との関係

対象事業の実施にあたり必要となる許認可について、許認可の根拠となる法律、条例の名称及び条項を記載するものとする。

10 方法書の作成を委託する場合

方法書の作成にあたって、その全部又は一部を委託して行った場合は、その者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

第2節 準備書の作成

準備書は、調査、予測及び評価を行った結果について、次の事項をとりまとめ、作成するものとする。

なお、準備書は、縦覧により市民等から意見を求めるための図書となるものであるので、可能な限り具体的かつ理解しやすい表記に努めるものとする。

また、意見交換会での配布等のために、準備書の内容をわかりやすく整理した要約書を作成するものとする。

準備書の記載内容は以下のとおりとする。

1 事業者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

2 対象事業の名称、種類及び規模

3 対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。

4 対象事業の目的

5 対象事業の内容

事業計画における環境保全上考慮した事項を含め、土地利用、施設、設備及び工事計画等について地図、図面を添付して記載するものとする。

なお、事業計画の具体化並びに調査、予測・評価の過程を通じて、予測の前提条件となる事項については定量的に示すこととする。また、方法書がある場合、記載した事項に必要な修正を行うこととする。

6 地域の概況

表2に掲げる関連調査項目について取りまとめた結果を記載するものとする。

7 方法見解書

条例第9条第1項の規定により市長に対して提出された事前意見書の概要及び条例第9条第3項の規定により市長に提出された方法見解書を対比させて記載するものとする。

8 方法意見書に対する事業者の見解

条例第10条第3項の規定により市長が事業者に送付した方法意見書及びこれに対する事業者の見解を対比させて記載するものとする。

9 環境影響評価の地域の範囲

環境影響評価の地域の範囲は、地図、図面を用いて記載するものとする。

なお、環境影響評価の地域の範囲を設定した根拠、理由等を記載するものとする。

10 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む）

第3章に掲げる評価項目ごとに、調査、予測及び評価の結果をとりまとめて記載するものとする。また、予測及び評価においては、工事の実施、施設の供用及び施設等の存在を分けて記載するものとする。

なお、方法書で設定した評価項目を追加又は削除した場合には、その理由を明記するものとする。

(1) 現況調査

現況調査の項目、調査地域、調査時期、調査方法及び調査の結果を、地図、図表等を用いて記載するものとする。

(2) 予測

予測の前提、予測項目、予測時点、予測地域、予測方法及び予測結果について、地図、図表等を用いてわかりやすく記載するものとする。また、環境保全の観点から代替案について環境影響評価を検討した場合は、その内容についても記載するものとする。

なお、予測に使用した諸条件は、その設定根拠を明らかにしておくこととする。

(3) 評価

予測した項目の評価の結果を記載するものとする。

11 環境の保全のための措置

環境保全対策の内容をまとめて整理するものとする。

12 事後調査の計画

対象事業の種類、規模及び事業実施場所周辺の環境の状況、影響の程度、環境保全対策の実効性等を勘案し、事後調査を実施する必要があると判断した評価項目について、事後調査の地域、期間及び方法を検討し、その実施計画を記載するものとする。

13 準備書の作成を委託する場合

準備書の作成にあたり、その全部又は一部を委託して行った場合は、その者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

第3節 評価書の作成

評価書は、市長意見書を勘案するとともに、準備書について市長が事業者に送付した市民意見書に配意し、準備書の記載事項に検討を加えた上で、次の事項をとりまとめ、作成するものとする。

また、準備書の場合と同様に理解しやすい表記方法を用いるものとする。

1 準備書に記載した事項

「準備書の作成」に準じて評価書を取りまとめる。

2 見解書の概要

条例第17条第3項の規定により事業者から市長に提出された報告書の意見の概要、条例第18条第2項の規定により市長が事業者に送付した市民意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解を対比させて記載するものとする。

3 市長意見書に対する事業者の措置

条例第21条第2項の規定により市長が事業者に送付した市長意見書及びこれに対する事業者の措置を対比させて記載するものとする。

4 評価書の作成を委託する場合

評価書の作成にあたり、その全部又は一部を委託して行った場合は、その者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

第4節 事後調査計画書の作成

事後調査計画書には、評価書に記載した事後調査の計画に基づき具体化させた事後調査の実施方法等を記載するものとする。

記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類、目的及び規模
- 3 対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 事後調査の方法

具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度並びに調査方法について記載するものとする。

調査方法は、現況調査の方法を原則とするが、調査の対象となる事業の内容及び調査地点を勘案して選定するものとする。

5 事後調査計画書の作成を委託する場合

事後調査計画書の作成にあたって、その全部又は一部を委託して行った場合は、その者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

第5節 事後調査報告書の作成

事後調査報告書は、事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等を記載するものとする。記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類、目的及び規模
- 3 対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 事後調査の結果

当該事後調査報告書で報告する事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度並びに調査方法を「事後調査計画書の作成」に準じて記載するものとする。

5 事後調査の結果と検証

事後調査の結果を記載するとともに、事後調査結果を予測の結果又は環境保全目標と比較検討することにより、影響の程度及び環境保全対策の実効性等を明らかにすることとする。

なお、検証の結果、実際の影響の程度が予測の結果を上回ると判断した場合には、その原因を解明するとともに、新たな環境保全対策の実施が必要と考えられる場合にはその内容を記載するものとする。

6 事後調査報告書の作成を委託する場合

事後調査報告書の作成にあたって、その全部又は一部を委託して行った場合は、その者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

第3章 調査、予測、評価及び事後調査の方法

第1節 大気質

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 大気質の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 二酸化硫黄
- ② 二酸化窒素
- ③ 一酸化炭素
- ④ 浮遊粒子状物質
- ⑤ 微小粒子状物質
- ⑥ 光化学オキシダント
- ⑦ 非メタン炭化水素
- ⑧ 全炭化水素
- ⑨ ベンゼン
- ⑩ トリクロロエチレン
- ⑪ テトラクロロエチレン
- ⑫ ジクロロメタン
- ⑬ ダイオキシン類
- ⑭ 有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）
- ⑮ その他必要な物質

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

- ① 気象の状況
地上及び上空の風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量又は雲量、気温の鉛直分布等
- ② 地形及び地物の状況
大気汚染物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・地物の状況
- ③ 土地利用の状況
学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用の計画も含む。）

- ④ 固定発生源の状況
工場・事業場等主要な固定発生源の分布状況等
- ⑤ 移動発生源の状況
自動車、船舶、航空機の走行等の状況等
- ⑥ 法令による基準等
大気汚染防止法等関係法令の規制基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び気象状況を考慮して、対象事業の実施により大気中の汚染物質の濃度の変化が予想される地域とする。なお、高煙突を設置する事業においては、あらかじめ既存資料を基に概略の影響予測計算により変化が及ぶ範囲、最も変化の程度が大きい地点等を把握した上で調査地域の選定を行うことが望ましい。

(3) 調査方法

ア 大気質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- ① 調査期間及び頻度
大気質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。
- ② 調査地点
調査地点は、地域の概況等を考慮して、大気質の状況を適切に把握し得る地点とする。
- ③ 調査方法
調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。
 - a 環境基準が定められている項目
 - (a) 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）に定める方法
 - (b) 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）に定める方法
 - (c) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号）に定める方法
 - (d) 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）に定める方法
 - (e) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定める方法
 - b 環境基準の定められていない項目
 - (a) 非メタン炭化水素

「環境大気中の鉛、炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号）に定める方法

(b) 有害物質

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課）に定める方法

(c) その他必要な物質

「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年 3 月環境庁大気保全局）、日本工業規格（J I S）等に定める方法

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 観測期間

観測期間は、大気質の状況の調査を行う期間に準じる。

b 観測地点

観測地点は、地域の概況等を考慮して、大気質の状況の解析及び大気質の変化の予測を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法による。

② 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 固定発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 移動発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

b ダイオキシン類対策特別措置法

c 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）

d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域等の大気質の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境基本法に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」、「二酸化窒素に係る環境基準について」、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」に定める

基準に適合するものであること。

- (2) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。
- (3) 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
- (4) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により大気中の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び大気中の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

予測は原則として年平均値で行うこととするが、対象事業の大気汚染物質の排出特性、地域の大気汚染の状況及び気象状況を勘案し、必要に応じ、1時間値あるいは日平均値についても予測する。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、予測手法が確立されるまでの間、予測・評価は行わないものとする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点は、予測地域の中から住宅等の分布状況、気象の状況、交通の状況を勘案して必要に応じ、選定する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、大気汚染物質が大気に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にある場合は、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

また、予測条件が不確定な場合にあっては、数種の予測条件により予測を行う。

ア 大気拡散式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により大気質に及ぼす影響を可能な限り回避し、

又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点とする。ただし、濃度分布など影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的な地点を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第2節 水質・底質

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 水質及び底質の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 水質の状況

a 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量等の「大阪府公共用水域の水質測定計画」
(以下、「大阪府水質測定計画」という。) で定める生活環境項目

b 健康項目

カドミウム、全シアン等の大阪府水質測定計画で定める健康項目

c 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類等の大阪府水質測定計画で定める特殊項目

d その他

トリハロメタン生成能、クロロホルム等の大阪府水質測定計画で定める項目、ダイオキシン類

② 底質の状況

乾燥減量、強熱減量等の「底質調査方法」(平成24年8月環境省水・大気環境局)で定める項目、ダイオキシン類

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

① 気象の状況

気温、降水量等

② 水象の状況

河川の水温、流量、流速、流達時間及び自浄能力等の流況並びに河川の形態

③ 利水等の状況

水道用水、工業用水、農業用水等としての利用状況

④ 土地利用の状況

農用地、宅地、森林、原野等の分布や面積割合等(将来の土地利用の計画も含む。)

⑤ 発生源の状況

工場・事業場、下水処理場等主要な発生源の分布状況とこれらの発生源からの排水状況等

⑥ 法令による規制基準等

水質汚濁防止法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

対象事業の種類、規模及び水域の特性を考慮して、対象事業の実施が水質等に影響を及ぼすと予想される水域等とする。なお、大規模な埋立事業等においては、あらかじめ既存資料を基に概略の影響予測計算により変化が及ぶ範囲、最も変化の程度が大きい地点等を把握した上で調査地域の選定を行うことが望ましい。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 水質の状況

① 調査期間及び頻度

水質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、水質の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

- a 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）に定める方法
- b 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 5 年環水規第 121 号）に定める方法
- c 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法
- d 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境庁大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める方法
- e 「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」（平成 29 年 5 月 大阪府環境農林水産部）に定める方法

イ 底質の状況

① 調査期間及び頻度

底質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、底質の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 採泥方法

採泥方法は、「底質調査方法」等による。

b 分析方法及び溶出試験方法

分析方法是、次に掲げる分析方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

(a) 「底質調査方法」に定める方法

(b) 「日本工業規格（JIS）」に定める方法

(c) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月環

境省水・大気環境局水環境課）に定める方法

ウ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査地点

水質の変化の予測を行うために必要な水象の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査期間及び頻度

水質の変化の予測を行うために必要な水象の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

c 調査方法

「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定める方法に準じる。

③ 利水等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

b 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

c ダイオキシン類対策特別措置法

d 大阪府生活環境の保全等に関する条例

e 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成 30 年八尾市条例第 21 号）

f その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の水質・底質の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 水質

ア 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 15 年環境省告示第 123 号）に定める基準に適合するものであること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。

ウ 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措

置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

エ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

(2) 底質

ア ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。

イ 「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）の暫定除去基準値を超えないこと。

ウ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により水質・底質の汚濁物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び水質・底質の汚濁物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあっては、水質汚濁物質が水質・底質に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあっては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 原単位手法による方法

イ 数理解析手法による方法

ウ 水理模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が水質・底質に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。ただし、濃度分布など環境影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的な地点を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第3節 地下水

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地下水の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）で定める項目、ダイオキシン類

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

- ① 地盤の状況
- ② 土地利用の状況
- ③ 水文、気象の状況
- ④ 発生源の状況（対象物質の主要発生源の分布状況等）
- ⑤ 地下水の利用の状況
- ⑥ 法令による基準等（水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等）

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施が地下水に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 地下水の状況

① 調査期間及び頻度

対象事業の種類、規模及び地下水の特性を考慮して、地下水質の変化を把握することのできる期間、頻度とする。

② 調査地点

地下水の流動状況を考慮し、汚染物質の濃度の変化が想定される範囲で地下水質の変化を十分把握できる地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法による。ただし、これと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

b 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 水文、気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 地下水の利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 水質汚濁防止法

- b 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- c 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例
- d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の地下水の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境基本法に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に定める基準に適合するものであること。
- (2) 水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により地下水に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び地下水の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① 水理モデルを用いた予測式による方法
- ② 模型実験による方法
- ③ 類似事例を参考にする方法
- ④ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が地下水に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境濃度での検証が困難な場合は、発生源調査とする。

この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第4節 土壌汚染

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 土壌汚染に係る項目

調査項目は、対象事業の種類、規模及び土壌汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）で定める項目、ダイオキシン類

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

- ① 地盤の状況
- ② 水文、気象の状況
- ③ 発生源の状況（対象物質の主要な発生源の分布状況等）
- ④ 水利用の状況（表流水及び地下水の利用の状況）
- ⑤ 土地利用の状況
- ⑥ 法令による基準等（土壌汚染対策法等関係法令の規制基準等）

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び気象、利水の状況等を考慮して、対象事業の実施により土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 土壌汚染に係る調査方法

土壌汚染の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

土壌汚染物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間とする。

② 調査地点

地域の概況等を考慮して、土壌汚染の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に定める方法

b 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法

c 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法

d 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月 環境省水・大気環境局土壌環境課）に定める方法

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 水文、気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 水利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 発生源の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑦ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 土壌汚染対策法

b 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）

c ダイオキシン類対策特別措置法

d 大阪府生活環境の保全等に関する条例

- e 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例
- f その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の土壌汚染の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により土壌中の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び土壌中の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模及び地域の状況等を考慮して、既存類似例から推定する方法等による。

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が土壌に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第5節 騒音

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 騒音の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び騒音の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 環境騒音
- ② 自動車騒音
- ③ 鉄軌道騒音
- ④ 工場・事業場騒音

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

- ① 地形及び地物の状況
騒音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び地物の状況
- ② 土地利用の状況
学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用の計画も含む。）
- ③ 発生源の状況
道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況
- ④ 自動車交通量等の状況
- ⑤ 法令による基準等

騒音規制法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施により騒音が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 騒音の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

a 環境騒音

環境騒音の平均的な状況を適切に把握し得る期間を選定する。

b 自動車騒音

平日・休日の交通量の変化等を勘案し、自動車騒音の平均的な状況を適切に把握し得る期間を選定する。

c 鉄軌道騒音

調査期間は、鉄軌道騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

d 工場・事業場騒音

調査期間は、工場・事業場騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

② 調査地点

a 環境騒音

地域の特性を考慮して、騒音の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 自動車騒音、鉄軌道騒音、工場・事業場騒音

事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、騒音レベルの変化が予想される範囲で対象事業による騒音の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 環境騒音、自動車騒音

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める方法

b 鉄軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成 7 年環大一第 174 号）に定める方法

c 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）に定める方法による。

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 発生源の状況

道路、鉄軌道、工場・事業場等主要な発生源の分布等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。自動車騒音を現地調査する場合は、調査期間中に3車種分類（大型、小型、二輪）の交通量、車速等（以下「交通量等」という。）の調査を合わせて行う。

④ 自動車交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

- a 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- b 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- c 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）
- d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の騒音の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。
- (2) 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
- (3) 在来鉄道、軌道等の騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める指針に適合するものであること。
- (4) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により騒音の影響が及ぶ地域の範囲、騒音の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。

ア 環境騒音

対象事業の事業内容等を勘案し、周辺の住居等における「騒音に係る環境基準について」に定める等価騒音レベル

イ 自動車騒音

「騒音に係る環境基準について」に定める等価騒音レベル

ウ 鉄軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に定める等価騒音レベル

エ 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める評価方法による騒音レベル

オ 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に定める評価方法による騒音レベル

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的な地点を選定する。その際に住宅等の分布状況によっては、高さ方向の影響も勘案して選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、騒音の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にある場合は、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模及び地域の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が騒音に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、

現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第6節 振動

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 振動の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び振動の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 一般環境中の振動（以下「環境振動」という。）

② 道路交通振動

③ 鉄軌道振動

④ 工場・事業場振動

イ 関連調査項目

関連調査項目は、対象事業の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

① 地盤及び地形の状況

振動の伝搬に影響を及ぼすおそれがある地盤（地盤卓越振動数を含む）及び地形の状況

② 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

③ 発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況

④ 法令による基準等

振動規制法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施により振動が影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 振動の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

a 環境振動

環境振動の平均的な状況を適切に把握し得る日とし、原則として1日以上実施する。

b 道路交通振動

平日・休日の交通量の変化等を勘案し、道路交通振動の状況を適切に把握し得る期間とし、原則として1日以上実施する。

c 鉄軌道振動

調査期間は、鉄軌道振動の状況を適切に把握し得る期間とする。

d 工場・事業場振動

調査期間は、工場・事業場振動の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

a 環境振動

地域の特性を考慮して、振動の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 道路交通振動、鉄軌道振動

事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が予想される範囲で対象事業による振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 工場・事業場振動

調査地点は、事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が想定される範囲で、振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 環境振動

「日本工業規格（JIS）」に定める方法に準じる方法

b 道路交通振動

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考に定める方法

c 鉄軌道振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年環大特32号）に定める方法に準ずる方法

イ 関連調査項目

① 地盤及び地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

道路交通振動を現地調査する場合は、調査期間中に交通量等の調査を合わせて行う。

④ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

- a 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- b 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- c 幹線道路の沿道の整備に関する法律
- d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の振動の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
- (2) 在来鉄道、軌道等の振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める指針に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により振動の影響が及ぶ地域の範囲、振動の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。

ア 道路交通振動

「振動規制法施行規則」別表第 2 備考に定める評価方法による振動レベル

イ 鉄軌道振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める方法に準じた上位半数の通過時のピークレベルの算術平均値

ウ 工場・事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号）に定める評価方法による振動レベル

エ 建設作業振動

「振動規制法施行規則別表第 1 備考」に定める評価方法による振動レベル

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的な地点を選定する。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中であっては、振動の影響が最大になる時点

とする。

また、施設の供用後にあっては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により振動が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第7節 低周波音

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 低周波音の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び低周波音の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 一般環境
- ② 道路
- ③ 鉄軌道
- ④ 工場・事業場

イ 関連調査項目

① 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

② 発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施により低周波音が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 低周波音の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間及び時間帯

低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。なお、調査の時間帯については対象事業により低周波音が発生する時間帯とする。

② 調査地点

調査地点は、事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、低周波音の音圧レベルの状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

低周波音の調査方法は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に定める方法

イ 関連調査項目

① 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 発生源の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の低周波音の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により低周波音の影響が及ぶ地域の範囲、音圧レベル及びG特性音圧レベルとする。

なお、必要に応じて1／3オクターブバンドレベルについても予測する。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的な地点を選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、低周波音の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により低周波音が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第8節 悪臭

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 悪臭の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び悪臭物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 臭気指数（又は臭気濃度）

② 悪臭物質（悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条で定める22物質）

③ その他必要な物質

イ 関連調査項目

① 気象の状況

風向・風速、大気安定度等の気象の状況

② 地形及び地物の状況

悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等

③ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

④ 発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源の位置、分布及びその発生の状況

⑤ 法令による基準等

悪臭防止法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び気象状況を考慮して、対象事業の実施により悪臭が影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 悪臭の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間及び頻度

悪臭の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、悪臭物質の濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号）に定める方法

b 「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示第 9 号）に定める方法

c その他必要な物質・項目等

日本工業規格（J I S）等に定める方法

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 観測期間

観測期間は、悪臭の状況の調査を行う期間に準じる。

b 観測地点

観測地点は、地域の概況等を考慮して、悪臭の状況の解析及び予測を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法による。

② 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

b その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の悪臭の状況等を勘案のうえ、

次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。
- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により悪臭物質の影響が及ぶ地域の範囲で調査項目として選択した項目とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、予測地点は、予測地域の中から住宅等の分布状況、気象の状況を勘案して必要に応じ、選定する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、悪臭物質の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 大気拡散式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により悪臭が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査の項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を

考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。
この場合、施設の稼動等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、
現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。ただし、濃度分布など影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的な地点を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第9節 地盤沈下

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地盤沈下の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、次の項目から選定する。

① 地盤沈下量

② 地下水位

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

水の流れ及び地下浸透、液状化に影響を及ぼすおそれのある地形、地質、土の透水性、圧密状態、帯水層の貯留係数、液状化P L値等

② 気象の状況

降水量等の状況

③ 地下水の状況

地下水の分布、規模、水位、流動、流量、河川水量、蒸発散量等及び利用の状況

④ 土地利用の状況

学校、病院、公園、住宅、農地、水路等の分布状況、その他の土地利用の状況。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

⑤ 法令による基準等

工業用水法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が地盤沈下を生じさせると予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 地盤沈下の状況

① 地盤沈下量

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 地下水位

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 液状化

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を実施する場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査、揚水試験等の方法による。

② 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地の利用状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 水質汚濁防止法

b 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）

c 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）

d 大阪府生活環境の保全等に関する条例

e その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の地盤沈下の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に定める地下水採取の規制基準に適合するものであること。

(2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により地下水の採取による地盤沈下及び地下水位の変動が生じるおそれのある地域の範囲及びその程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、地盤沈下への影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

ア 地盤沈下の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① 圧密沈下理論等の理論式による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の方法

イ 地下水位の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① 工事施行計画を基に地下水に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法
- ② 数理モデルを用いた予測式による方法
- ③ 模型実験による方法
- ④ 類似事例を参考にする方法
- ⑤ 上記と同等又は同等以上の方法

ウ 液状化の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① ボーリングデータによる簡易判定による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が地盤沈下及び地下水位等に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第10節 廃棄物・発生土

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 廃棄物・発生土の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模等及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施及び建設に伴う廃棄物の排出状況等を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目から選定する。

① 土地造成に伴い発生する廃棄物の状況

伐採樹木量等

② 建設発生土の状況

土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の発生量、再利用の状況、処分場の状況等

③ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の状況

④ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の状況

イ 関連調査項目

① 廃棄物の処理の状況

事業計画地及びその周辺における廃棄物の分別、収集、処理及び処分の状況

② 法令による基準等

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 廃棄物及び発生土（以下「廃棄物等」という。）の状況

① 土地造成に伴い発生する廃棄物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 建設発生土の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

④ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ 関連調査項目

① 廃棄物の処理の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 法令による基準等

次の法令等の基準等を整理する。

a 循環型社会形成推進基本法

b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

c 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

d 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 16 年八尾市条例第 27 号）

e 八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成 29 年八尾市条例第 72 号）

f その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した廃棄物等の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 循環型社会形成推進基本法及び「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」

（平成 18 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に適合するものであること。

(2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障

を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施及び建設に伴う廃棄物等について、環境保全対策を考慮して、次の廃棄物等の種類ごとに予測する。

ア 土地造成に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

イ 建設発生土の種類、発生量等

ウ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

エ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

(2) 予測地域

予測地域は、対象事業区域とする。

(3) 予測時点

予測時点は、工事の期間中とする。また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の実施場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況、その他の既存類似例等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 原単位等による方法

イ 類似事例を参考する方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴い排出される廃棄物等の再利用、排出の抑制、処理方法等について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 11 節 日照障害

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 日照障害の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 日影時間

② 日影範囲

イ 関連調査項目

① 地形の状況

土地の高低、斜面等地形の状況

② 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況等、周辺地域における建物の存在の状況

③ 法令による基準等

建築基準法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が日照に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 日照障害の状況

調査は、影響を受けるおそれのある建物等における冬至日の日照状況（日影時間、日影範囲）について、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地形の状況

調査は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

a 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

b 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）

c その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の日照の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 日影時間が建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例に適合するものであること。
- (2) 八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測事項は、対象事業の実施により、冬至日における日影の範囲及びその程度並びに主要な地点における日照状況の変化とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の施設等の建設工事が完了した時期とする。

(4) 予測方法

予測方法は、日影図の作成による。なお、日影図は建築基準法を基に作成する。

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が日照障害を可能な限り回避し、又は低減するための措置を施設の供用後について検討する。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、日影時間及び日影範囲とする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第12節 電波障害

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 電波障害の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① テレビの受信画質の状況
- ② テレビ電波の強度の状況
- ③ 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態

イ 関連調査項目

① 地形の状況

テレビ電波の伝搬に影響を及ぼすおそれのある土地の起伏等の状況

② テレビ電波の送信施設の状況

テレビ電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力等の送信条件及び距離等の送信条件

③ 土地利用の状況

高層建築物及び住宅等の分布状況並びに用途地域の指定の状況

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が電波障害を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 電波障害の状況調査は、現地調査とし、原則として次に掲げる方法により行う。

① 調査地点

調査地点は、調査地域内に設定する。なお、障害を及ぼすと推定される地域の境界部分等においては、必要に応じ調査地点を追加する。

② 調査方法

- a テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行うものとし、必要に応じてビルの屋上等でも行う。
- b 受信形態の調査は、聞き取り調査等により行う。
- c テレビ電波の送信状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② テレビ電波の送信施設の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の受信状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の種類及び計画内容を考慮して、次の中から選択する。

- ア 建物等の設置による遮へい障害、反射障害及びゴースト障害が及ぶ地域の範囲
- イ 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害が及ぶ地域の範囲及びその発生頻度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の施設等の建設工事が完了した時期とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ア 障害の理論式による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ 列車の走行による発生頻度は、運行計画等を基にする方法
- エ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴う電波障害を可能な限り回避し、又は低減するための措置を施設の供用後について検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、テレビ電波の電界強度及びテレビ画像評価とする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 13 節 交通

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 交通の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 道路等の状況

a 対象事業の実施区域に関連性の高い国道等の状況及び対象事業との関連が想定される交通計画の状況

b 道路の種類、幅員構成、交差点の位置、構造及び信号制御方法、通学路の状況並びに通学時間帯及びバス等の公共交通の状況並びに駐車場の設置状況

② 交通量の状況

自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況

③ 交通安全施設、交通安全対策等の状況

歩道、横断歩道等の交通安全施設の設置状況

④ 対象事業の計画の状況

工事の実施中及び施設の供用後の発生集中交通量

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 交通の状況

① 道路等の状況

a 道路等の状況は、既存資料により明らかにする。また、交通計画については、府及び市の交通計画、都市計画道路網等の最新の既存資料の整理・解析の方法による。

b 既存資料の整理・解析、道路管理者等からの聞き取り調査又は現地調査の方法による。

② 交通量の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査は、交通の状況を適切に把握できる期間及び地点において行う。

③ 交通安全施設、交通安全対策等の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 対象事業の計画の状況

事業計画等により明らかにする。

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 道路法

b 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）

c 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）

d 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）

e 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

f 八尾市放置自転車の防止に関する条例（昭和 56 年八尾市条例第 20 号）

g その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の交通の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により交通に変化を及ぼすと予想される項目で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の規模、種類を勘案しピーク時間帯における状況等を考慮する。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。また、予測地点は、予測地域の中から代表的な地点を選定することができる。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中であっては、交通に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後であっては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点及び事業の規模、種類を勘案し、自動車交通量のピーク時間帯とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模、地形及び交通施設の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ア 理論計算式による方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が交通に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び対象事業の施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第14節 気象

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 気象の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 風向

- ② 風速
- ③ 局地風（ビル風等）
- ④ 気温
- ⑤ 湿度
- ⑥ 日射量
- ⑦ 放射量
- ⑧ 日照時間
- ⑨ 降水量

イ 関連調査項目

- ① 地形及び地物の状況
気象（風向・風速）等に影響を及ぼすおそれのある地形、建築物及び工作物の位置、規模等
- ② 土地利用の状況
風向・風速、気温に影響を及ぼすおそれのある大規模な構造物の立地状況等
- ③ 土地の被覆の状況
局地風系の形成に熱的に影響を及ぼすおそれのある土地表面の被覆の状況及びその分布等
- ④ 人工排熱の状況
建築物からの排熱、自動車排熱等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施により風向・風速、気温等に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- ① 地上の気象の調査
 - a 観測期間
観測期間は、季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。
 - b 観測地点
観測地点は、地域の代表的な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。
 - c 観測方法
観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法
- ② 上空の気象の調査
 - a 観測期間
地上の気象の状況の調査に準じる。
 - b 観測地点
地上の気象の状況の調査に準じる。
 - c 観測方法

観測方法は、高層構造物の当該構造物の影響を受けない場所に風向・風速計及び温度計を設置する方法、風向・風速については測風気球等を、気温についてはラジオゾンデをそれぞれ地上から放球する方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の観測精度が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

イ 関連調査項目

- ① 地形の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ② 土地利用の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ③ 土地の被覆の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ④ 人工排熱の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の気象の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- (2) 風系の変化が周辺地域に災害を引き起こさないよう適切な配慮がなされていること。
- (3) ヒートアイランド現象の緩和に十分留意していること。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により地表付近の風向・風速、気温の変化する地域の範囲及びその変化の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 数値シミュレーションによる方法

イ 風洞実験による方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が気象に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置を施設の供用後について検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策及び環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第15節 地象

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地象の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 地形・地質の状況

a 地形及び地質の状況地形分布及び表層地質の状況

b 学術上等から注目される地形・地質の状況

対象事業の実施区域等に存在する天然記念物、学術上貴重な地形・地質、鉱物、化石及び古生物の分布状況

c 対象事業の計画の状況

(a) 土地の形状の変更行為の内容、範囲及び施行方法

(b) 工作物の位置、規模、構造及び施行方法

② 傾斜地の崩壊

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の中から必要な項目を選定する。

a 地形及び地質の状況

- (a) 地形分布等の状況地形分布、地形の走行・傾斜、斜面形状、地滑り発生の危険箇所、大規模な断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況
- (b) 地質等の状況地質の種類及び分布並びに軟弱層等の状況、粘着力、内部摩擦角、単位体積重量等

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査範囲の降水特性を把握できる地点の降水量等の状況

② 地下水及び湧水の状況

地下水の水位及び湧水の分布、規模等の状況

③ 植物の生育状況

傾斜地の崩壊に影響を及ぼす植物の生育状況

④ 土地利用の状況

傾斜地の崩壊により影響を受ける地域の住宅等の分布状況、用途地域の指定状況、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む）

⑤ 対象事業の計画の状況

a 切土・盛土の位置、施行方法並びに法面の形態及び保護方策

b 安定計算が必要とされる擁壁等の構造物の位置、構造及び施行方法

⑥ 法令による基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

ア 地形・地質

調査地域は、対象事業の工事及び供用により土地の安定性及び学術上等から注目される地形・地質が影響を受けると予測される地域とする。

イ 傾斜地の崩壊

調査地域は、対象事業の工事により傾斜地の崩壊が引き起こされると予測される地域とする。

(3) 調査方法

ア 地象の状況

① 地形・地質

調査方法は、次のとおりとする。

a 地形・地質の状況

調査は、既存資料（地形図、地形分類図、表層地質図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

b 学術上等から注目される地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

c 対象事業の計画の状況

事業計画等により明らかにする。

② 傾斜地の崩壊

調査方法は、次のとおりとする。

a 地形及び地質の状況

(a) 地形分布等

調査は、既存資料（地形図、地形分類図、自然災害履歴図、土地規制図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

(b) 地質等の状況

調査は、既存資料（地質図、表層地質図、地質断面図、土質データ等）の整理・解析、現地調査、ボーリング調査又は室内試験の方法による。

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料（地上気象観測結果等）の整理・解析の方法による。

② 地下水及び湧水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 植物の生育状況

調査は、既存資料（植生図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地利用の状況

調査は、既存資料（土地利用現況図等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 対象事業の計画の状況

事業計画等により明らかにする。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する

- a 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- b 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- c 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の地形、地質、土質の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 周辺地域の土地の安定性を損なわないように適切な配慮がなされていること。

3 予測

(1) 予測項目

ア 地形・地質

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の工事の実施及び施設の供用により土地の安定性及び学術上等から注目される地形・地質が受ける影響の内容及び程度とする。

イ 傾斜地の崩壊

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の工事の実施により変化する傾斜地の安定性の状況とする。

(2) 予測地域

地形・地質及び傾斜地の崩壊の予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施及び施設の供用後で、地形・地質への影響が顕著に発生すると予想される適切な時点とする。

(4) 予測方法

ア 地形・地質

予測方法は、対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況及び環境保全対策等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① 数値解析による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の結果が得られる方法

イ 傾斜地の崩壊

予測方法は、対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全対策等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ① 斜面の安定計算の理論式又はこれに準ずる理論的な解析による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が土地の安定性及び地形・地質に及ぼす影響並びに傾斜地の崩落防止を可能な限り回避し、又は低減する措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第16節 水象

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 水象の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 地下水、湧水、地表面流出水等の状況

- a 地下水の存在、規模、水位、流向及び利用の状況
- b 湧水の位置、湧出水量等の状況
- c 地表面流出水の形態

② 河川、水路等の状況

- a 流域、流量、流速、水位、流下能力、流出入水量、雨水流出等の状況
- b 河川、水路等の形態

イ 関連調査項目

① 気象の状況

確率降雨量、降雨強度、連続降雨強度の状況等

② 地形・地質及び土質等の状況

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択し、調査する。

- a 地表傾斜、斜面形状等の状況
- b 地表面の被覆、表層地質、地層構造等の状況
- c 土壌断面、保水力、体積含水率等の状況
- d 土層の浸透能、蒸発散等の状況

③ 水利用の状況

水道水、工業用水及び農業用水の利用状況並びに主要な工場・事業場等の分布及び取水・排水の状況。なお、将来の利水計画についても調査する。

④ 植生の状況

植物相及び植物群落の状況

⑤ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及び用途地域の指定状況、その他の土地利用の状況。なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

⑥ 法令による基準等

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が水象に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

調査期間は、水象の状況を適切に把握し得る期間とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の特性を考慮して、水象の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、「水質調査方法」等に定める方法に準じる。

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。

② 地形・地質、土質等の状況

地形・地質、土質等の状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査地点

調査地点は、地形・地質、土質等の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査方法

地形の調査方法は、航空写真、測量等の方法による。

地質の調査方法は、ボーリング調査、物理探査等の方法による。

土質の調査方法は、「土質試験の方法と解説第 1 回改訂版」、「地盤調査法」等に準じる。

③ 水利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 植生の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 河川法

b 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

c その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の水象の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 災害の防止、水源の確保等に支障を及ぼさないこと。
- (2) 地下水の水位及び湧水の流量に著しい影響を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度
- イ 地下水涵養能の変化の程度
- ウ 河川の流域等の変化の程度
- エ 河川の流量及び流速の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、水象に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模、水域の特性を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

- ア 工事施工計画を基に、水象に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法
- イ 数理モデルによる方法
- ウ 模型実験による方法
- エ 類似事例を参考にする方法
- オ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が水象に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対

策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第17節 生態系

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 生態系の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 陸域生態系の動物の状況

a 動物相の状況（昆虫類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等の生息種、分布状況、密度等）

b 注目すべき種、その生息地（採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等）の分布及び特徴

② 陸域生態系の植物の状況

a 植物相及び植生の状況（シダ植物、種子植物等の生育種、分布状況、生育環境等）

b 注目すべき種、植物群落の分布及び特性

c 緑被率

③ 水域生態系の動物、植物の状況

a 生物群の生息・生育状況（水生植物、植物プランクトン、動物プランクトン、底生動物（貝類、甲殻類、水生昆虫類等）、魚類、両生類、爬虫類、魚類、鳥類、哺乳類等）

b 注目すべき種、その生息地（採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等）の分布及び特徴

c 生息・生育環境（地形、水質、底質、水象）

④ 生態系の構造と機能の状況

a 生物群集の構造

b 食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）

イ 関連調査項目

① 気象、地象及び水象の状況

気温、降水量、地形、地質、河川の水位、水量、水質等

② 土地利用の状況

農用地、森林、原野等の土地利用の状況等

③ 法令による地域指定等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、対象事業の実施が生態系に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

生態系に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮し、また、法令により指定されている陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物を現地調査する場合は、所要の手続を行った上で実施する。

ア 生態系の状況

調査は、既存資料（地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真等）の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 陸域生態系の動物の状況

a 動物相の状況

昆虫類、両生類、爬虫類、鳥類、及び哺乳類等の生息種、分布状況、密度等について調査する。

なお、調査地点の選定に当たっては、地形、植生、水系等の条件に配慮する。

(a) 調査時期

調査の時期は、調査対象の動物種の状況を把握するのに適した時期とし、調査対象の動物種によって、繁殖期、産卵期、渡りの時期、成体の出現期等に配慮する。

(b) 調査方法

調査の方法は、フィールドサイン法、トラップ調査法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、任意採取法、直接観察法等により行う。

b 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴

動物相の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき動物種の採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等の生息地の分布状況及び特徴を整理する。

② 陸域生態系の植物の状況

a 植物相及び植生の状況

シダ植物、種子植物等の生育種、その分布状況及び生育環境条件等について調査する。

(a) 調査時期

植物相の調査の時期は、通常冬期を除いた春、初夏、夏及び秋の適切な時期に行い、開花時期等の種の同定が容易な時期を選ぶよう配慮する。

(b) 調査方法

植物相の調査の方法は、可能な限り広範囲に現地踏査し、出現する種を目視観察により記録する。

植生の調査は、植物社会学的調査法によるものとし、植物群落ごとにコードラートを設定し、群落構造、階層ごとの構成種とその優占度及び被度、土壌等の生育環境について調査を行う。

b 注目すべき種、植物群落の分布及び特性

植物相及び植生の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき植物個体、植物種及び植物群落の位置、その生育状況の概要を整理する。

c 緑被率

調査対象地域及び事業計画区域の緑被率を調査する。

(a) 調査時期

調査の時期は、緑被率を把握するのに適した時期とする。

(b) 調査方法

調査の方法は、航空写真撮影等により行う。

③ 水域生態系の動物、植物の状況

a 生物群の生息・生育状況

水生植物、植物プランクトン、動物プランクトン、底生動物（貝類、甲殻類、水生昆虫類等）、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等の生息・生育種、分布状況等について調査する。調査地点の選定にあたっては、植生の状況、水深、流速、河床等の状況に配慮する。

(a) 調査時期

調査の時期は、調査対象の水域生態系の動物、植物の種組成及び分布状況等を把握するのに適した時期とする。

(b) 調査方法

水生植物の調査は、現地踏査により生育状況を確認し構成種と植被率又は被度等を目視観察方法による。

動物プランクトン、植物プランクトン及び底生動物の資料採取は、採水法、プランクトンネット及び採泥器等の方法による。種組成は、光学顕微鏡を用いる方法や目視観察等による。

爬虫類、両生類、魚類の種組成の調査は、目視観察調査及び網等による捕獲調査方法による。

鳥類、哺乳類の調査の方法は、陸域生態系の動物の調査方法に準じる。

b 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴

水域生態系の動物、植物の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべ

き動物、植物の生息地の分布状況及び特徴を整理する。

c 生息・生育環境

生息・生育環境の調査は、地形（河川形態を含む）、水質、底質等の状況等について調査する。地形の調査は、既存資料（地形図等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、SS、COD、BOD、窒素、リン等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、窒素、リン等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法に準じる。

河川形態の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。

④ 生態系の構造と機能の状況

陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物に関わりのある水質汚濁・底質、気象、地象、水象（河川水象）等の現況調査結果を基に、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標とする特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選んだ上で、陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の群集の構造、陸域及び水域生態系の動物の移動経路の状況並びに食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）について解析する。

イ 関連調査項目

① 気象、地象及び水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料（航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 法令による地域指定等

次の法令の基準等を整理する。

- a 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- b 自然公園法
- c 自然環境保全法
- d 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- e 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- f 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- g 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- h 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- i 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）
- j 八尾市緑化条例（昭和 60 年八尾市条例第 12 号）
- k その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の植物、動物、生態系の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に適合するものであること。
- (2) 生物多様性の視点から、貴重な動物・植物の生育する環境を保全するとともに、対象事業の施行地においては緑を中心とする自然の回復に努め、その周辺地域の生態系に著しい影響を与えないよう配慮されていること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の種類及び規模等を考慮して、次の項目から選定する。

ア 陸域生態系の動物

- ① 動物相、注目すべき種、生息地の変化の程度
- ② 動物の群集等の構造、食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

イ 陸域生態系の植物

- ① 植物相、植生、注目すべき種、群落の分布、緑の量の変化の程度
- ② 植物の群集等の構造の変化の程度

ウ 水域生態系の動物、植物

- ① 水域生態系の動物、植物の種類、注目すべき種、生息・生育地、生息環境の変化の程度
- ② 水域生態系の動物、植物の群集等の構造、食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

エ 生態系の構造と機能の状況

- ① 陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の群集の構造の変化の程度
- ② 陸域及び水域生態系の動物の移動経路の状況の変化の程度
- ③ 食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、代表的な時点とする。また、対象事業の施設の供用後にある場合は、対象事業の活動が通常の状態に達した適切な時点とする。

(4) 予測方法

ア 陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の生息・生育状況、生息・生育環境等の予測は、生物に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、

文献等を参考にして予測する方法

イ 生態系の構造と機能の予測は、現況調査の結果、動物相、植物相及び生息・生育環境等の予測結果及び対象事業の事業計画の内容を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測する方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が生態系に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 18 節 人と自然との触れ合い活動の場

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 自然との触れ合い活動の場の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① 自然との触れ合い活動の場の名称、位置、種類、規模、区域及び分布状況
- ② 自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況

③ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

イ 関連調査項目

① 自然等の状況

自然、地形等の状況

② 土地利用の状況

市街地、緑地、農地等の分布状況及びその他の土地利用状況

③ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

自然との触れ合い活動の場に係る計画等に基づく保全に関する方針、目標等

④ 法令による基準等

自然公園法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 自然との触れ合い活動の場の状況

調査は、既存資料の整理・解析、利用状況の調査又は写真撮影等の現地調査の方法による。なお、調査の時期については、利用状況の変化に配慮するものとする。

イ 関連調査項目

① 自然等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査や聞き取り調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

調査は、既存資料を整理・解析する方法による。

④ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 自然公園法

b 自然環境保全法

c 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

d 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）

e 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）

f 大阪府自然環境保全条例

g その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した地域の特性等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 人と自然との触れ合い活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。

(2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計

画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施による人と自然との触れ合い活動の場の分布、機能及び利用環境の改変の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、代表的な時点とする。また、対象事業の施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した適切な時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、事業計画の内容等を勘案し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と対象事業の計画とを重ね合わせる方法

イ 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と地形・地質、水象、生態系、景観等に関する他の項目の予測結果とを重ね合わせる方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場とその機能に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 19 節 文化財

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 文化財等の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、基本的には次の項目から選定する。

① 有形文化財の状況

建造物及び美術工芸品等の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

② 有形民俗文化財の状況

有形民俗文化財の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

③ 記念物の状況

史跡、名勝、天然記念物の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

④ 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化包蔵地の存在する位置又は区域等

イ 関連調査項目

① 法令による基準等文化財保護法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施場所及び実施に関連する地域とする。

(3) 調査方法

ア 文化財等の状況

① 有形文化財の状況

調査は、既存資料の収集・整理又は現地調査の方法による。

② 有形民俗文化財の状況

調査は、既存資料の収集・整理又は現地調査の方法による。

③ 記念物の状況

調査は、既存資料の収集・整理又は現地調査の方法による。

④ 埋蔵文化財の状況

調査は、既存資料の収集・整理又は現地調査の方法による。なお、試掘調査を行う場合は、文化財保護法等の規定に基づき実施するものとする。

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

次の法令等の基準等を整理する。

- a 文化財保護法
- b 大阪府文化財保護条例
- c 八尾市文化財保護条例（平成3年八尾市条例第18号）
- d その他関係する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の文化財の状況を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 文化財保護法、大阪府文化財保護条例及び八尾市文化財保護条例に適合するものであること。
- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の種類、規模等を勘案して、次の項目から選定する。

- ア 対象事業の計画地内及び周辺地域の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物（動物、植物を除く）に与える影響の程度及び周辺地域の改変の程度
- イ 対象事業の計画地内及び周辺地域の埋蔵文化財の改変の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、適切な時点とする。また、対象事業の施設の供用後にあつては、事業活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、現況調査の結果及び対象事業の計画内容を勘案し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又は組み合わせによる。

- ア 事業計画を基に、文化財等の改変の程度を把握して予測する方法
- イ 類似事例を参考にする方法
- ウ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

- (2) 評価の指針 評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第20節 景観

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 景観の状況調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① 自然景観の特性及び構成要素並びに代表的な眺望地点の状況
- ② 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等
- ③ 都市景観の特性及び構成要素の状況等

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

主要な景観構成要素を把握するため、土地利用の状況等について、景観に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を調査する。

② 土地利用の状況

建物の立地状況等及び将来の土地利用の計画

③ 法令による基準等

都市計画法等関係法令の基準等

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況等を考慮して、対象事業の実施が景観に影響を及ぼすと予測される地域とする。

(3) 調査方法

ア 景観の状況調査は、既存資料の整理・解析又は写真撮影等の現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 自然景観の特性及び構成要素並びに代表的な眺望地点の状況

自然景観の調査にあたっての代表的な眺望地点の選定は、当該地域内に存在する眺望地点（展望地、峠、集落等）の位置、分布状況及び利用状況等について現地調査して行う方法による。

自然景観の特性及び構成要素の調査は、代表的な眺望地点からの景観構成要素（山、河川、谷、植物、史跡、名勝等）の視認の状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査をして行う方法による。

② 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等

歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の調査は、対象事業の計画地の眺望状況を勘案して、周辺地域における史跡、名勝、埋蔵文化財包蔵地、歴史的・文化的価値を有する建物等の分布状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査をして行う方法による。

③ 都市景観の特性及び構成要素の状況等

都市景観の特性及び構成要素の調査は、対象事業の計画地の眺望状況を勘案して、周辺地域における主たる建物等の種類、形状及び高さ、土地の区画の形状、オープンスペースの状況等とそれらが一体となって形成する景観の特性について、写真撮影、スケッチの作成等の現地調査をして行う方法による。

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料（航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

- a 自然環境保全法
- b 自然公園法
- c 文化財保護法
- d 都市計画法
- e 都市緑地保全法
- f 都市公園法
- g 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）
- h 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- i 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- j 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- k 大阪府自然環境保全条例
- l 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）

- m 八尾市緑化条例
- n 八尾市屋外広告物条例（平成 29 年八尾市条例第 74 号）
- o 八尾市景観条例（平成 29 年八尾市条例第 73 号）
- p その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域の景観の状況を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

- (1) 優れた景観を保全するとともに、対象事業の施行地においては、良好な景観の創造に努め周辺の景観と調和を図るよう配慮されていること。
- (2) 景観法、大阪府景観条例及び八尾市景観条例に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにして、対象事業の種類、規模等を考慮して、次の項目から選定する。

ア 主要な景観構成要素の改変の程度、その改変による自然景観、歴史的・文化的景観又は都市景観の特性及び雰囲気の変化の程度並びに周辺地域の主要な景観構成要素との調和の程度

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模及び地域景観の特性等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

ア 周辺地域を含めた投影図又は透視図等の作成

イ 周辺地域を含めたフォトモンタージュ又はコンピュータグラフィックス等の作成

ウ 周辺地域を含めた模型の作成

エ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置を施設の供用後について検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 21 節 地球環境

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地球環境の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガス、オゾン層破壊物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出量又はエネルギーの使用量を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目から選定する。

① 原単位の把握

類似事例の温室効果ガス等の排出量、エネルギーの使用量の原単位

② 対策の実施状況

類似事例の削減（回避）対策の内容及び効果

③ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

④ 地域内の温室効果ガス等の発生状況

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。

ただし、地域内のエネルギー供給の状況等、地域特性を有する項目については、計画地の周辺を調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 地球環境の状況

① 原単位の把握

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

② 対策の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

③ 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

④ 地域内の温室効果ガス等の発生状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する

a 地球温暖化対策の推進に関する法律

b 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）

c エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

d その他関連する法令等

2 環境保全目標

環境保全目標は、現況調査により判明した周辺地域のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を基に適切に設定すること。

(1) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に適合するものであること。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて国が定める方針等に適合するものであること。

(3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、八尾市環境総合計画及び八尾市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、設定しない。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量が最大となる時点とする。

また、対象事業の施設の供用後にある場合は、温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択又はそれらの組み合わせによる。

また、対象事業の規模、種類等を勘案してライフサイクルアセスメントについても考慮する。

ア 温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基にそれらの排出量又は使用量を算出する方法

なお、温室効果ガスの排出量は、必要に応じ、二酸化炭素量に換算して予測を行う。エネルギーの使用量についても、必要に応じ、熱量、電力、重油使用量等に換算して予測を行う。

イ 類似事例を参考にする方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

4 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガス等の排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、環境への温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量を削減するための環境保全対策並びに環境保全目標に照らして、評価する。

6 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(3) 事後調査方法

事後調査方法は、温室効果ガス等の発生量、排出量又は燃料等の使用量の把握する方法による。

(4) 結果の検証

調査結果の検証は、対象事業の実施状況、予測の結果並びに環境保全目標を勘案して行う。